大和市介護保険条例等の一部を改正する条例

(大和市介護保険条例の一部改正)

第1条 大和市介護保険条例 (平成12年大和市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(介護認定審査会の委員の任期)

第4条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第6条第 1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。

第6条を削る。

第7条第1項第1号中「介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)」を「令」に改め、同条を第6条とし、第8条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条中「第16条から第19条」を「第15条から第18条」に改め、同条を第 19条とする。

別表を削る。

(大和市まごころ地域福祉センター条例の一部改正)

第2条 大和市まごころ地域福祉センター条例(平成13年大和市条例第7号)の一部を 次のように改正する。

第3条中第2号を削り、同条第3号中「第115条の45第1項各号及び第2項各号」を「第115条の45第1項第1号ロ及び二並びに第2号、第2項第1号から第3号まで並びに第3項第2号及び第3号」に改め、同号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条第1号中「第53条第2項第1号」を「第115条の45第5項」に改める。

(大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大和市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。